

障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

令和6年度の基本報酬区分及び各種加算の確認について（依頼）

本県の障がい福祉の向上について、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月以降の基本報酬や各種加算のうち、前年度利用実績等で算定を行うものについて、引き続き算定可能かの要件の見直しを行ってください。

なお、見直しの結果については、保健福祉（環境）事務所へ届け出ていただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限 令和6年4月19日（金）

2 提出先 事業所所在地の保健福祉（環境）事務所

※令和6年4月19日（金）までに提出をして、令和6年4月から適用される加算は、前年度利用実績等に基づき算定される基本報酬及び加算、令和6年度報酬改定により新設された加算に限ります。その他の加算については、通常どおり毎月15日までの提出で翌月からの適用となりますので、御留意ください。

※国通知のとおり、4月30日（火）（必着）までに提出された場合、書類の不備等がなく算定要件を満たしている場合のみ算定を認めます。差替が生じる場合が多数ありますので、期限内の提出にご協力をお願いします。

3 提出方法 郵送

4 届出が必要な事業所 すべての障がい福祉サービス事業所

5 提出書類

【生活介護】

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（掲載場所 B）
- (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（掲載場所 A）

- (3) 勤務形態一覧表（掲載場所 B）
- (4) 生活介護の必要員数算定表（本通知の添付の様式）
- (5) 別紙様式（加算に合わせて提出）（掲載場所 A、掲載場所 B）

【就労継続支援 A 型事業所】

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（掲載場所 B）
 - (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（掲載場所 A）
 - (3) 勤務形態一覧表（掲載場所 B）
 - (4) 就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（掲載場所 B）
 - (5) 様式 2-1 就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）（掲載場所 A）
- ※ 評価方法や公表については、掲載場所 A の「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」をご確認ください。
- ※ 見直しの結果、報酬区分に変更がない場合も提出してください。
- ※ 評価点（スコア表）を HP 当に公表して、当該年度の 4 月中に県に提出しなければ「自己評価未公表減算」の対象になります。年度途中で新規指定の事業所は、当該年度及び翌年度は「経過措置対象」のため、公表は要しません。
- ※ 届出時にスコアの合計点の算出根拠となる資料等を提出する必要はありませんが、事業所で保管をお願いします。

【共同生活援助】

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（掲載場所 B）
 - (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（掲載場所 A）
 - (3) 勤務形態一覧表（掲載場所 B）
 - (4) 共同生活援助の必要員数算定表（本通知に添付の様式）
 - (5) 別紙様式（加算に合わせて提出）（掲載場所 A、掲載場所 B）
- ※ 国様式の「人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）」の「7. 人員配置の状況」は記入不要です。勤務形態一覧表と必要員数算定表を基に確認します。
- ※ 共同生活援助事業所の夜間支援等体制加算については、見直しをされていないケースが見受けられますので、必ず見直しを行い、その書類を保管してください。夜間支援対象者数が変わる場合、届出が必要です。

【その他の事業所】

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（掲載場所 B）
- (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（掲載場所 A）
- (3) 勤務形態一覧表（掲載場所 B）
- (4) 別紙様式（加算に合わせて提出）（掲載場所 A、掲載場所 B）

【留意事項】

- ・令和 6 年度報酬改定によっても算定要件が変わっていない加算については加算ごとの別紙様式の提出は不要です。

- ・令和6年度報酬改定により食事提供体制加算、重度障害者支援加算等の算定要件が変わった加算は掲載場所 A の届出様式を使用し、改めて届出を行ってください。
- ・資格所有者又は研修修了者の配置が算定要件となっている加算は資格証又は研修修了証を添付してください。
- ・掲載場所 A に様式が掲載されている加算については、国様式を使用し、掲載場所 A に様式が掲載されていない加算については、掲載場所 B の県様式を使用してください。様式記載の添付書類を併せて提出してください。加算によっては届出様式がないものもあります。
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を提出する場合は、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表と勤務形態一覧表の添付が必須です。算定開始月の勤務形態一覧表を作成してください。
- ・情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算は該当する場合に、速やかに届出を行ってください。
- ・提出の有無に関わらず、見直しを実施した当該確認書類については、県が提出を求める場合がありますので、事業所内で適切に保管してください。

6 様式掲載場所

掲載場所 A : 【厚生労働省 HP】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

掲載場所 B : 【福岡県 HP】

トップページ > テーマからさがす > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス事業所 > 障がい福祉サービス事業所指定申請書類及び関係通知等

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougai-shitei.html>

※生活介護及び共同生活援助の必要員数算定表は令和6年度配置から様式が変わります。

7 質問について

障がい福祉サービス等の問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、原則として、基準等に関する県への質問は福岡県簡易電子申請システムにより受け付けます。これに伴い、電話による問い合わせは控えていただくようお願いします。

なお、加算算定要件に関する質問については、電話、電子申請システムいずれの場合も4月30日までの回答はお約束できませんのでご了承ください。

【質問提出先】

トップページ > テーマからさがす > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス事業所 > 障がい福祉サービス等に関する質問受付について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaisabisusitumon.html>